

03

相続解決事例

CASE
03

亡夫名義の自宅不動産について、すべての共同相続人から承諾を得て、相談者の単独所有とすることが出来た事例

相続

事案の概要

60代 女性 無職

相談者の夫が亡くなったところ、亡夫には自宅土地建物と預貯金が遺産として残されていました。

他方で、相談者には子どもがいなかった一方、亡夫にはきょうだいや亡くなった弟の子どもたち（亡夫にとっては、甥や姪にあたる）がいたため、自宅の不動産を夫名義から相談者の名義に移転登記することができず、相談者はどうしたものかと考え、担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

まず、共同相続人を調査し・確認するため、戸籍を取り寄せ、相談者以外の法定相続人を調査しました。

そのうえで、各法定相続人に連絡をとり、相談者名義に切り替えるための遺産分割協議書に署名してもらいたい旨事情を伝えました。

最終的にすべての共同相続人に納得してもらい、自宅不動産を相談者名義にするための遺産分割協議を成立させ、無事移転登記まで行うことが出来ました。

担当弁護士からひとこと

多数の共同相続人から、何らの対価をお渡しすることなく、移転登記を行うことは骨が折れる作業でした。

本件は、相談者と亡夫に子どもがいなかったため、亡夫の兄弟や甥っ子達が必要に法定相続人になるという事案でした。法的にはわずかの持ち分とはいえ相続分が生じる以上、代償として、金銭を要求される事態も起こりうるところです。

このような事態を回避するためには、是非とも（公正証書）遺言を残しておいてもらうべきということを痛感する事案でした。